



宮崎県公報

令和5年1月12日(木曜日) 第372号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 44,400円

目次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………(障がい福祉課) 1
○指定障害福祉サービス事業の廃止……………(“) 1
○保安林の指定予定の通知(4件)……………(自然環境課) 2
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先
人不明について……………(“) 3

頁

- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明
について……………(自然環境課) 3
○林業用種苗生産事業者の登録……………(森林経営課) 3
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 3

公 告

- 林業用種苗生産事業者講習会の開催……………(森林経営課) 3
○まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和5
管理年度における知事管理漁獲可能量……………(漁業管理課) 4
○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 4

告 示

宮崎県告示第28号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和5年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所 番号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		指定 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4510600796	相談支援サポート さわらび	日向市平野町1丁 目5番地	合同会社さわらび	日向市平野町1丁 目5番地	令和5年1月1日	自立生活援助

宮崎県告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和5年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所 番号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4510201058	訪問介護サービス ステーションつく しんぼう	都城市下川東1丁 目2号3番地	合同会社和	都城市下川東1丁 目2号3番地	令和3年9月1日	居宅介護、重度 訪問介護
4510300298	ケアセンターささ ゆり	延岡市緑ヶ丘4丁 目19番6号	特定非営利活動法 人ささゆり	延岡市緑ヶ丘4丁 目19番6号	令和4年4月1日	居宅介護、重度 訪問介護
4510201348	ヘルパーステーシ ョン ひなか	都城市広原町17号 9番地3	合同会社Heart Connect ion	小林市大字北西方 963番地16	令和4年5月31日	居宅介護、重度 訪問介護
4510300751	稲穂の郷 訪問介	延岡市稲葉崎町5	株式会社仁愛	延岡市稲葉崎町5	令和4年6月30日	居宅介護、重度

	護事業所	丁目 691番地 1		丁目 691番地 1		訪問介護
4510700182	ホームヘルプサー ビスあゆむ	串間市寺里 1 丁目 6 番地 9	株式会社あゆむ	串間市大字西方26 47番地 1	令和 4 年 6 月30日	居宅介護、重度 訪問介護
4510200357	あさぎり園指定居 宅介護事業所	都城市山田町中霧 島2546番地 6	社会福祉法人あさ ぎり福祉会	都城市山田町中霧 島2546番地 6	令和 4 年 9 月30日	居宅介護、重度 訪問介護
4510201256	ヘルパーステーシ ョン ほほえみの 園	都城市丸谷町4670 番地	社会福祉法人スマ イリング・パーク	都城市牟田町26街 区16号	令和 4 年11月30日	居宅介護、重度 訪問介護

宮崎県告示第30号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 5 年 1 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字竹原字一番之久保 262-19
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第31号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 5 年 1 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川字小野々原3150-1、3150-2、3152、3152-2、3154、3155、3158から3160まで、3164
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第32号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 5 年 1 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高野町1278-11
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第33号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 5 年 1 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字三宅字原口二ノ西3657・3659-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3655
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字原口二ノ西3655・3657・3659-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第34号

保安林の指定施業要件の変更予定(令和4年宮崎県告示第782号)に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市の市役所又は町の町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

(1) 日向市役所

幸崎傳昭、山本家利、奈須鉄舟

(2) 串間市役所

山下助市、山下萬吉、山下萬吉、田中俊治

(3) 美郷町役場

下村タキ、山田峯三郎、中村米実

(4) 高千穂町役場

押方身強、興梧勝洋、興梧友市、工藤代四郎、佐藤親博、佐藤政幸、川越八百吉、土持才次郎、奈須ツルノ、奈須瀧三郎、奈須量賞、鈴木宜広、鈴木仙恵、鈴木隆恵

2 通知の要旨

(1) 保安林の指定施業要件を変更する予定である。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和4年宮崎県告示第782号によること。

宮崎県告示第35号

保安林の指定施業要件の変更(令和4年宮崎県告示第812号)に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する美郷町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

美郷町役場

さつま池田工業株式会社、黒木鶴治、清水宮治、川口喜市、川崎ツユ子、藤田智恵、福田才藏

2 通知の要旨

(1) 保安林の指定施業要件を変更すること。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和4年宮崎県告示第812号によること。

宮崎県告示第36号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和5年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1405	未来シード株式会社	採取	幼苗の育	未来シード株式会社

社	、精成	社
宮崎県児湯郡川南町大字川南13668番地1	選	宮崎県児湯郡川南町大字川南13668番地1

宮崎県告示第37号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年1月12日から同年同月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町菅原字椎葉内未1451番5地先から同市同町菅原同字未1451番5地先まで	旧	5.0～12.7	508.9
				新	5.1～13.9	508.9

公 告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定により、生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和5年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 開催の日時

令和5年2月20日(月曜日)及び令和5年2月22日(水曜日)
午前9時から午後5時まで

2 開催の場所

(1) 令和5年2月20日(月曜日)

宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁7号館 735号室

(2) 令和5年2月22日(水曜日)

東臼杵郡美郷町西郷田代字内野々1561番地の1 宮崎県林業技術センター

3 受講申込受付期間

令和5年1月13日(金曜日)から令和5年2月10日(金曜日)まで

4 受講申込書の提出先

宮崎県環境森林部森林経営課森林整備担当

5 受講手数料

14,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

6 その他

(1) 受講申込書は、西臼杵支庁又は最寄りの各農林振興局で交付する。

(2) 詳細については、西臼杵支庁又は最寄りの各農林振興局の林務課若しくは宮崎県環境森林部森林経営課(電話0985(26)71

58) に関し合わせること。

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第16条第 1 項の規定により、まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和5 管理年度における知事管理漁獲可能量を令和4年12月20日付けで次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和5年1月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和5管理年度（令和5 年1月1日から令和5年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

第1 まいわし太平洋系群

知事管理区分	数 量
宮崎県まいわしまき網漁業	2,694トン
宮崎県その他のまいわし漁業	現行水準

第2 まあじ

知事管理区分	数 量
宮崎県まあじまき網漁業	2,392トン
宮崎県その他のまあじ漁業	現行水準

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和5年1月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
小林市細野字杉ノ場 136番4、136番5、136番6、162番1の一部、163番1の一部、164番1	小林市細野 162番地1 医療法人友光会